

議案第 2 2 号

三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市交通観光センター設置及び管理条例（平成 2 5 年三次市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中

「

多目的スペース	8 時から 2 2 時まで
---------	---------------

」を

「

観光案内所	8 時から 1 8 時まで
-------	---------------

」に改める。

別表中

「

区分	平日	土日，国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
----	----	--

多目的スペース	1日当たり3,170円	1日当たり3,970円
---------	-------------	-------------

」を

「

区分	平日	土日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
----	----	-------------------------------------

」に、

「

観光案内所	月額88,610円
-------	-----------

」を

「

観光案内所（1階）	月額88,610円
観光案内所（2階）	月額103,440円

」に、

「

備考（多目的スペースの項、ギャラリーの項及びオープンスペース1平方メートル当たりの項に限る。）
1 利用者が市外居住者の場合は、利用料金の2倍の額とする。
2 利用者が営利目的の場合は、利用料金の3倍の額とする。ただし、当該利用者が市外居住者の場合は、利用料金の5倍の額とする。
3 冷暖房機器を使用する場合は、利用料金の5割の額を加算する。

」を

「

備考（ギャラリーの項及びオープンスペース1平方メートル当たりの項に限る。）
1 利用者が市外居住者の場合は、利用料金の2倍の額とする。
2 利用者が営利目的の場合は、利用料金の3倍の額とする。ただし、当該利用者が市外居住者の場合は、利用料金の5倍の額とする。
3 冷暖房機器を使用する場合は、利用料金の5割の額を加算する。

」に改め

る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。